

第 6262 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 8月19日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二)
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <https://www.zeirishi-miwa.co.jp>

♠ 働き方改革に資する減価償却資産

Q : 働き方改革に資する減価償却資産は、中小企業経営強化税制の対象になりますか？

A : 対象になります。

【解説】

中小企業経営強化税制の対象資産は次のとおりとされています。

- ① 認定を受けた経営力向上計画に記載された機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びに政令で定めるソフトウェアであること
- ② 一定の金額要件及び販売時期要件を満たしていること
- ③ 生産等設備を構成する減価償却資産であること

この場合の生産等設備とは、その法人が行う生産活動、販売活動、役務提供活動その他収益を稼得するために行う活動(生産等活動)の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいい、機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びにソフトウェアがこれに該当します。

一方、働き方改革の推進に資する減価償却資産は、生産等活動の用に直接供される建物附属設備や生産等活動のために取得し、生産等活動の用に直接供される器具及び備品などが該当します。

したがって、生産等活動の用に直接供される建物内に設置される施設に係るものや生産等活動のために取得し、直接これに要する減価償却資産はこの制度の対象になります。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】